

インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務委託について、企画提案競技により受託者を選定するため、以下のとおり公告します。

令和8年4月20日

大分県知事 佐藤 樹一郎

## 1 目的

近年、SNS等を通じた誹謗中傷や差別的書き込みなどインターネット上の人権侵害が社会問題化している現状を踏まえ、県民一人ひとりが加害者にならない意識を持ち、被害時の適切な対応を理解するとともに、行動変容を促すことを目的として、啓発用ショート動画の制作及びインターネット広告による広報を実施する。

## 2 契約に付する事項

- (1) 業務名 インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年11月27日まで
- (3) 業務概要 別紙「インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務仕様書」のとおり
- (4) 限度額 2,535,500円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 受託業務を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (3) 受託業務に関するノウハウを有し、事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者が対応できる体制が整っていること。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とするものでないこと。
- (6) 書類の提出期限日において、現に大分県や国及び他の自治体の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 大分県庁で行う提案競技審査会に参加できること。

#### 4 企画提案競技への参加方法

「インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務委託に係る企画提案競技（コンペ方式）実施要項」のとおり

#### 5 事業担当課

大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課 啓発班

所在地 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎別館1階

T E L 097-506-3176

Eメール a13710@pref.oita.lg.jp

	資 料	ファイル形式
1	インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務仕様書	PDF
2	インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務委託に係る企画提案競技（コンペ方式）実施要項	PDF
3	（別紙様式1）企画提案競技参加申込書	Word
4	（別紙様式2）企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書	Word
5	（別紙様式3）事業者概要書	Word
6	（別紙様式4）辞退届	Word
7	（別紙様式5）質問書	Word